

新宿区教育委員会会議録

平成18年第9回定例会

平成18年9月1日

新宿区教育委員会

平成18年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年9月1日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時52分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	櫻 井 美 紀 子
委 員	木 島 富 士 雄	教 育 長	金 子 良 江

欠席者

委 員 熊 谷 洋 一

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	木 下 川 肇
教育環境整備課長	小 池 勇 士	学校運営課長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生涯学習振興課長	本 間 正 己
生涯学習財団 担当課長	小 野 寺 孝 次		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第43号 新宿区立四谷第三幼稚園及び新宿区立四谷第四幼稚園の廃止について
- 日程第2 議案第44号 新宿区立四谷子ども園の設置について
- 日程第3 議案第45号 新宿区立幼稚園条例
- 日程第4 議案第46号 新宿区立子ども園条例
- 日程第5 議案第47号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

報告

- 1 新宿区幼児教育のあり方検討会（中間のまとめ）について（教育政策課長）
- 2 「確かな学力の育成への取り組み」の検証の実施について（教育指導課長）
- 3 警察と学校の相互連絡制度について（教育指導課長）
- 4 津久戸小学校耐震補強工事について（教育環境整備課長）
- 5 学校プールの安全管理及び区立スポーツ施設プールの安全管理について（教育環境整備課長・生涯学習振興課長）
- 6 第5回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 7 「統合に関するアンケート」の結果報告について【西早稲田中学校・新宿中学校】（教育環境整備課長）
- 8 スポーツ交流会事業実施時の事故について（口頭）（生涯学習振興課長）
- 9 部活動支援事業の現況について（生涯学習財団担当課長）
- 10 平成18年度都立戸山高等学校開放事業について（生涯学習財団担当課長）
- 11 図書館におけるビジネス支援サービスについて（中央図書館長）
- 12 北新宿図書館の祝日休館について（中央図書館長）
- 13 教育管理職の異動について（教育指導課長）
- 14 その他

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第9回定例会を開会します。

本日の会議には熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、櫻井委員にお願いします。

櫻井委員 はい。わかりました。

議案第43号 新宿区立四谷第三幼稚園及び新宿区立四谷第四幼稚園の廃止について

議案第44号 新宿区立四谷子ども園の設置について

内藤委員長 それでは議事に入ります。

「日程第1 議案第43号 新宿区立四谷第三幼稚園及び新宿区立四谷第四幼稚園の廃止について」及び「日程第2 議案第44号 新宿区立四谷子ども園の設置について」は、関連する案件ですので、一括して議題といたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 「日程第1 議案第43号 新宿区立四谷第三幼稚園及び新宿区立四谷第四幼稚園の廃止について」及び「日程第2 議案第44号 新宿区立四谷子ども園の設置について」を一括して議題とします。

では、議案の説明を教育政策課長から一括してお願いします。

教育政策課長 議案第43号でございます。「新宿区立四谷第三幼稚園及び新宿区立四谷第四幼稚園の廃止について」でございます。

提案理由でございますが、新宿区立四谷子ども園の設置に伴い、新宿区立四谷第三幼稚園及び新宿区立四谷第四幼稚園を廃止するためでございます。

次のページに、廃止についてということで廃止理由が書いてございます。

廃止時期でございますけれども、19年3月31日でございます。

在園児の措置でございますけれども、両園の4歳児で新宿区立四谷子ども園に引き続き入園を希望する場合は、抽選等によらず入園を認めるということでございます。

続きまして、四谷子ども園の設置について説明をさせていただきます。

議案第44号でございます。「新宿区立四谷子ども園の設置について」でございます。

提案理由でございますが、0歳から小学校就学前の子どもに一貫した保育と幼児教育を行うとともに、地域のすべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的に、新宿区立四谷子ども園を設置するためでございます。

1枚おめくりください。

それでは説明させていただきます。

まず1番、施設の名称でございます。(仮称)四谷子ども園につきましては、施設名称については、正式に新宿区立四谷子ども園とするということでございます。

2番の設置の目的でございますが、0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施することにより、豊かな心を持ち、社会性を身につけた子どもを育てていくとともに、地域のすべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、四谷子ども園を設置するものでございます。

3番の施設の設置形態でございますが、参考資料1をあわせてごらんください。この子ども園については、参考資料1にある新宿区の幼保連携・一元化の理念を実現するための施設でございます。そのため、本日後ほど御審議いただきますが、新宿区立子ども園条例を制定しまして、四谷子ども園を設置するという考え方でございます。また、6月に成立し、10月から施行される予定であります「認定子ども園法」通称でございますけれども、による認定を取得していきます。0歳児から3歳児までの部分については、児童福祉法第39条に基づく保育所としての届出を行い、4・5歳児の部分につきましては、学校教育法第1条に基づく幼稚園としての認可を取得する予定でございます。

次に4番、事業内容につきましては、資料に記載のとおりの実業を実施する予定でございます。産休明けや「つどいの部屋」等を実施する予定でございます。

次に5番、権限の委任でございますけれども、教育委員会で四谷子ども園を所管し、一体となった施設運営を行うために、区長から保育園の設置・管理運営・廃止に関する権限及び保育の実施に関する権限の委任を受けて、四谷子ども園の設置運営を行ってまいります。

6番目の児童定員でございますが、表のとおりでございます。年齢別クラス定員は162名でございます。延長保育は20名。一時保育は10名でございます。つどいの部屋につきましては登録制とするという表のとおりでございます。

次のページでございます。

7番、開園時間、休園日については、資料に記載のとおりでございますけれども、夏休み、冬休み、春休みについては、教育委員会として別に定めていく予定でございます。

次に8番、入園要件でございますが、0歳児クラスについては保育園と同じ要件。1歳児から3歳児については保育園の要件を緩和した要件。4・5歳児クラスは幼稚園と同じ要件になっているものでございます。

次、9番でございますが、入園の申し込みと決定についてでございます。0歳児から3歳児クラスについては12月下旬から保育園の入園時期にあわせて、福祉部保育課を窓口として入園事務を行っていきます。また、4・5歳児クラスについては、幼稚園の入園時期にあわせて、四谷第三幼稚園、同第四幼稚園、学校運営課で入園事務を行っていきます。障害児については、障害の程度が中・軽程度で集団保育が可能な子どもとして、別に入園に関する取り扱いを定めていきます。

次に10番、保育・教育の実施でございます。(1)基本となる保育・教育の保育時間についてでございますが、0歳児から3歳児クラスについては、保育園と同様月曜日から土曜日の午前7時半から午後6時半までの間といたします。4・5歳児クラスについては、この子ども園では、保育時間が選択できる新たな仕組みを導入しますので、保育時間については資料に記載の4類型を予定しています。1番から4番でございますが、短時間保育、中時間保育、長時間保育、長時間保育型という形に分かれてございます。

次に(2)の延長保育でございます。延長保育につきましては、午後8時30分までの2時間の延長保育を実施してまいります。

次に(3)預かり保育、(4)一時保育につきましては、資料に記載のとおり実施してまいります。

次のページでございます。

11番、保育料についてでございます。保育料につきましては、参考資料の2と3と一緒にご覧ください。資料2の1番、保育料体系の基本的な考え方がございます。そのとおりに、子ども園の保育料体系の中で、一貫性の確保、他の幼稚園、保育園との均衡の確保を基本的な考え方におきまして、保育料の制度設計を行っております。年齢別の保育料の考え方につきましては、参考資料2の部分で示すとおり、0歳児から3歳児については保育園に準拠した保育料。4・5歳児については保育時間に対応した保育料が選択できる仕組みを導入してございます。図に示すオレンジ色の部分が教育課程に対応した現行の幼稚園の時間単価に準拠した保育料、黄色の部分につきましては、保育園の時間単価に準拠した保育料設定となっております。こうした考え方を基本におきまして、金額の一覧表として整備したのが参考資料3でございます。

参考資料3をごらんください。

表の左側が現行の保育園、幼稚園の保育料でございます。また、矢印の右側の方が子ども園の保育料になります。延長保育料、預かり保育料、給食費については、それぞれ記載してあるとおりの金額でございます。

最初のページにお戻りください。A4の資料でございます。

子ども園では、先ほど説明した保育料の選択制の導入のほか、月を単位とした保育料の変更などを行っています。

次は12番でございます。転園の取り扱い。13番、管外受託については記載のとおりになってございます。管外受託につきましては、0歳児クラスから3歳児クラスまでについては行わない。要するに新宿区の子どもだけということになってございます。

次、14番につきましては、現在四谷第三幼稚園、第四幼稚園、三栄町保育園にいる子どもの取り扱いについて記載しているところでございます。10月の段階で四谷子ども園への転園の意思確認を保護者に行っていきます。また、転園後の保育料の取り扱いについても、現在の保育料を考慮した経過措置を導入していく予定でございます。

以上、大変雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。

議案第43号及び議案第44号を一括して、御意見、御質問をどうぞ。

よろしいですか。四谷子ども園について大変詳細な資料をいただいておりますが、1つ伺いたいのは、議案の提案理由にも掲げてあり、この参考資料1にもあるんですが、地域のすべての子育て家庭を支援し家庭と地域の子育て力の向上を図る、子どもと子育て家庭を支援する施設を目指すというようなことがあります。これは具体的には、つどいの場とかそういうことを指しているんですか。

子ども園担当副参事 今、委員長の方からございました、地域のすべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図るところでございます。

まず、この家庭と地域の子育て力の向上をどうやって図っていくのかということですが、基本的には子どもの人間形成ですとか、あるいは基本的な生活習慣について家庭での生活を通して形成をしていく力というのが家庭における力というような、子どもに関する関わりのある力だというふうにとらえてございます。また、ここで地域、あるいは社会全体でという中で子育てをしていくことが非常に重要だというふうを考えております。

そうした中で、1つには、この子ども園として、子ども園に来るお子さんというのがある

わけなんですね。毎年毎年子ども園にお子さんが入って来ますので、そういう中で一貫した保育・教育を行っていく中で、子どもに対して、あるいはその子どもを取り巻く保護者についても、家庭の部分についての子育て力の向上を図っていききたい。それが累積していくことによって、家庭そのもの、あるいは地域全体の子育て力の向上が図れるというようなことが、1点ございます。

それからもう1点が、委員長の方からもございましたように、つどいの部屋ですとか育児相談ですとか、地域を取り巻くさまざまな事業を展開していききたいというふうに考えております。そうした事業展開の具体的な中で、地域、あるいは家庭の子育て力の向上を図っていききたいとらえているところでございます。

内藤委員長 老婆心というか取り越し苦労というか、四谷子ども園に子どもを入れてしまえばもう安心だということで終わるようにならないように、そういう効果が波及するということが大事だと思うんですけどもね。

御意見、御質問どうぞ。ありますか。

どうぞ。

櫻井委員 すみません、質問です。

4・5歳児クラスの短時間保育と1から4まで分かれていますけれども、型、4型と。それは一度決めたら、例えば途中でお母さんが妊娠してしまったと、時間が余るというようなことで変更というのはきかないのでしょうか。

それと、もう1つ。管外受託は行わないということですが、今まで保育園では、そういう外からの方はいらっしゃらなかったのでしょうか。お願いします。

子ども園担当副参事 まず1点目の御質問でございます。資料のところでは4歳・5歳のところで、型、型、型と四類型でございます。基本的に、これは月を単位として変更なり選択することができるという、そういうふうに考えております。

それから2点目の管外受託ですが、これは現在保育園の方では行っております。この子ども園については行わないという考え方をとっています。

櫻井委員 今は行っているんですか。

子ども園担当副参事 はい。

櫻井委員 そうすると、今の方々は、例えば中町保育園とかそういうところ、中町は関係ないですか、四谷、三栄町保育園では。

教育長 三栄町保育園で管外という人がいるのかどうかということですね。

櫻井委員 そうです。そうするとどうなってしまうんですか。

子ども園担当副参事 まず、三栄町については管外の方はいらっしゃいません。それで、ここで管外というのは、他区民ということなんですね。他区の区民。あるいは他の自治体の住民の方ということです。基本的に新宿区民に限って利用することができる、そういう施設にしていきたいというふうに考えています。

櫻井委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

内藤委員長 どうぞ。

木島委員 地域のすべての子育て家庭という、その「地域」というのは、これは新宿区ということの意味なんですか。それともこの四谷子ども園の周りの地域ということですか。それが1点。

それともう1つは料金のことですが、今現在、四三、四四にいる4歳児ですか、その子がこちらの方の4歳・5歳児の方に来たときの保育料は、親の所得によって変わることもあるということですね。

子ども園担当副参事 まず1点目の「地域の」というところでございます。これは広くは新宿区民全体ということになるかというふうに考えております。と申しますのは、この子ども園そのものは新宿区に1つしかございませんので、新宿区民全体が広く共有して使うことができる施設ということが基本であろうかと思えます。ただ、場所的に四谷というところがございます。実際には、今幼稚園もそうだと思うんですけども、歩いて通えるとか、身近な施設に集まるということが多いところが一般でございましょうから、四谷を中心にしてそれが連続的に展開していくといいですか、そういうような形になろうかと思っております。

それから2つ目の四谷第三、第四の幼稚園の取り扱いでございます。資料でいきますと16番の(2)のところでございます。四谷第三幼稚園、同第四の幼稚園の子どもが子ども園に入園後卒園までの間、短時間保育を選択する場合は従前の保育料とするということがございますので、今現在所得に関係なく6,000円ということでございます。したがって、この子ども園に転園後も6,000円でやらせていただきたいというふうに考えております。

内藤委員長 ほかに御意見、御質問。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第43号 新宿区立四谷第三幼稚園及び新宿区立四谷第四幼稚園の廃止について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

次に、一括審議しました「議案第44号 新宿区立四谷子ども園の設置について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

議案第45号 新宿区立幼稚園条例

内藤委員長 次に「日程第3 議案第45号 新宿区立幼稚園条例」を議題とします。

議案第45号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第45号でございます。「新宿区立幼稚園条例」。

提案理由でございますが、区立幼稚園の設置、管理、保育料について複数の条例等で規定された事項を整理統合し、単一条例として整備する必要があるためでございます。

従来の幼稚園設置の根拠につきましては、学校に幼稚園が併設していたということもありまして、学校設置条例に別表として掲載されておりました。それともう1本は、幼稚園の入園料と保育料等条例の2本の条例でございました。今回はその幼稚園条例での、この2本の条例につきましては、廃止及び一部改正となるものでございます。

具体的に幼稚園条例について御説明いたします。

設置でございますけれども、第1条、新宿区立幼稚園を設置するということになってございます。

第2条、名称及び位置でございますが、別表1のとおりとするということでございます。

第3条、休業日でございますけれども、幼稚園の休業日につきましては、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日。(3)が学校教育施行令、いわゆる春休み、夏休み、冬休みの日でございます。

第4条、入園資格でございますけれども、「満3歳に達している小学校就学前の幼児で、当該幼児及びその保護者が新宿区の区域内に住所を有するものとする」でございます。

第5条でございますが、入園の承認でございます。

第6条は入園の不承認及び承認の取消してございます。

第7条でございます。預かり保育の実施。

同じく第8条、給食の提供でございますが、これにつきましては、現状は愛日幼稚園のみで実施してございます。預かり保育につきましては、午後2時以降や休業日の保育の部分で

ございます。

次に第9条、入園料でございます。入園料が1,500円、(2)保育料が月額6,000円、(3)預かり保育の実施に係る保育料、別表2に定める額でございます。(4)給食費、月額200円でございます。

第10条、保育料等の納付義務が定めてございます。

次、第11条でございますが、給食費等に相当する額の納付義務が定めてございます。

第12条につきましては、入園料及び保育料の減免でございます。

第13条は、保育料等の不還付でございます。既納の入園料、保育料及び給食費は還付しないということでございます。

以上、大変雑駁ですが、御説明にかえさせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、学校設置条例ですか、ここから幼稚園の部分を独立させて別の条例を立てるということで、内容的にはよろしいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第45号 新宿区立幼稚園条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

議案第46号 新宿区立子ども園条例

内藤委員長 次に「日程第4 議案第46号 新宿区立子ども園条例」を議題とします。

議案第46号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 「議案第46号 新宿区立子ども園条例」でございます。

提案理由でございますが、0歳から小学校就学前までの子どもに一貫した保育と幼児教育を行うとともに、地域のすべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的とした子ども園を設置するためでございます。

具体的な条例でございます。

この条例につきましては、先ほど御審議いただいた四谷子ども園の設置に関する内容について、条例として定めているものでございます。また、本日教育委員会で御審議いただいたこの条例については、第3回定例区議会で提案していくことを予定しているものでございます。

まず、最初に条例全体の構成について御説明いたします。

目次にお示ししていましたが、第1章の1条から5条までは総則でございます。この部分では子ども園の設置の目的や名称、位置などの総則的な事項を定めてございます。次に第2章の第6条から第15条までは子ども園での保育・幼児教育の実施に関する事項や、入園要件等に関する事項でございます。第3章では、入園料、保育料を定めてございます。第4章では、子ども園の事業の柱の1つである子育て支援事業に関することを定めてございます。次、第5章では雑則として規則への委任。附則の部分では、四谷第三幼稚園、四谷第四幼稚園、三栄町保育園からの転園の取り扱いなどについて定めてございます。

それでは、条例の内容について、ポイントとなる部分に限って御説明いたします。

第1条でございますが、第1条は目的及び設置についての規定でございます。この部分につきましては、先ほど日程第1で御審議いただいた子ども園の設置の目的について改めて条例規定したものでございますので、内容については記載のとおりでございます。

第2条、名称及び位置でございます。

第3条、子ども園で実施する事業の内容について規定しています。

次、第6条でございます。第6条では、就学前までの子どもの発達を見据えて一貫した保育・教育を行っていくため保育・教育計画を作成して、保育・教育を実施していくということを定めてございます。

次、第8条と第9条でございます。子ども園の入園要件と入園手続について定めてございます。

次、第10条でございます。第10条では、保育の実施を行う日及び時間でございますが、子ども園の特徴の1つである4・5歳児クラスの保育時間の選択制について規定してございます。

次、第13条でございますが、20時30分までの延長保育の利用手続について規定してございます。

次、第14条でございますが、預かり保育についての規定でございます。

次、第15条につきましては、給食の提供についての規定を置いてございます。

次に第16条、入園料でございますけれども、第17条は、子ども園の保育料についての規定でございます。保育料体系につきましては、子ども園の保育料体系の中での一貫性を確保する、それと現行の幼稚園、保育園との均衡を確保することを考え方の基本におきまして、別表2のとおり金額体系としてございます。0歳児から3歳児までについては、現行の保育園

の保育料に準拠した金額。4・5歳児につきましては、短時間保育の部分については、教育課程との関係をとらえて、幼稚園の保育料から導き出した金額を設定。中時間保育、長時間保育については、9時から15時までは幼稚園の単価設定。その前後の時間については、保育園から導いた単価を採用して保育料の金額を設定しています。

第24条でございます。第24条では、子育て支援事業でございます。子ども園の事業の柱の1つである子育て支援事業として、具体的に実施していく事業が記載してございます。

第25条の一時保育の実施でございますが、子育て支援事業の1つとして実施していく在園児以外の子どもと保護者を対象とした一時保育について規定してございます。

第26条、つどいのへやの利用でございます。第26条では、未就園児を対象としたつどいのへやの利用について規定してございます。

附則について御説明いたします。

附則の第2条につきましては、19年4月の入園申請等の手続について、条例の施行日前から実施することを可能とさせるための規定でございます。

3条から6条までにつきましては、四谷第三幼稚園、四谷第四幼稚園、三栄町保育園から転園する児童の取り扱いについて規定してございます。

以上で条例についての説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

どうぞ。

木島委員 ちょっと聞き漏らして、もう1回教えていただきたいんですが、つどいのへやというのは、どういうことをするように。

子ども園担当副参事 つどいのへやの使い勝手でございますけれども、未就園児、保育園とか幼稚園に行っていないくて家庭にいらっしゃるお子さんですね、それから保護者の方に来てもらって、施設の方につどっていただく。それで保護者同士の交流ですとかを持っていただくような、そんなことを意図しております。

木島委員 未就園児ということは、どういうことだろう。0歳から入れるわけだから、そうすると45日とかと書いてありましたね。45日以降とか。そうするとそれ以前のということですか。

子ども園担当副参事 45日というのは。

木島委員 産休明け以降はというふうに書いてありますね。

子ども園担当副参事 産休明け以降のところは、これはいわゆる入園の要件でございます。

0歳からの保育をやるときに、今の新宿区の公立保育園の場合には、生後57日のお子さんから受けておりますので、この子ども園についても同じように57日から受けるというのが、57日ということです。

木島委員 だから、その未就園児というというのは。

子ども園担当副参事 未就園児の方は、この子ども園に就園をしていないということでございますので、0歳から、例えば集団保育を受けていないということだと、3歳とか4歳とか、そういうところまでのお子さんを受けていくような形でございます。

教育長 いろんな年齢層のお子さんが来ているということです。

木島委員 だから、そこのお子さんとお母さんが来てもいいですよということですね。

教育長 そうです。

内藤委員長 いいですか。ちょっと教えてもらいたいんだけど、第8条に0歳児と1歳児から3歳児までを分けて書いてありますが、この内容の違いというのは、実質的な内容は何も違わなくて、ただ0歳児に関しては親権を行う者、未成年後見人云々とありますが、それはこのために分けたと、そう了解していいんですか。

子ども園担当副参事 条例の8条の1項各号と2項各号の違いでございます。違いになっていまして、8条の2項の1号をごらんいただいたときに、「居宅外で労働することを常態とし、又はおおむね常態」ということで、「又はおおむね常態」というのが1カ所入っております。それから、同じく2号のところ、「又はおおむね常態」というのがもう1つございます。それから、同じく第5号のところ、「常時又はこれに準ずる程度」というところがあります。これが、1項と2項の違いになります。

それで、2項の方に、この「おおむね」ということを入れたものについては、先ほど御審議いただきました子ども園の設置についての政策のフレームで御説明をしました「保育に欠ける」を緩和して「保育を要する」という部分をここで表現いたしております。今、例えば働き方等についても多様な働き方がふえておりますので、0歳については従来の保育園と同じ入園の考え方。1歳から3歳というところで、少しお子さんが大きくなってくれば、例えば派遣労働ですとかパートタイムですとか、いろいろな働き方もあるでしょうから、例えばこういうようなところでも「おおむね常態」ということで幾分緩和をしているというのが、こちらの1項、2項の違いの部分でございます。

内藤委員長 わかりました。それから、幼稚園は夏休みがあるんでしょう。この休園日の規定は、4歳児・5歳児の夏休みの部分もカバーしているんですか。

子ども園担当副参事 条例の5条で休園日について規定をしております。この子ども園については、0歳から5歳まで働く家の子、働いていない家の子、それぞれが来ているところがございます。したがって、御両親が例えば就労ということで、4歳・5歳でも夏休みの期間もこの子ども園に来る子どももいらっしゃいます。そのことがありますので、一番間口を広くとりました規定をしているのが、この第5条の休園日でございます。

そのほかに、委員長の方でございました学期、あるいは夏休みという概念が出てきます。これは学校教育法の施行令の29条で出てくる部分でございますので、子ども園にも学期制というものは導入したいというふうに考えておりますので、それは改めてこの条例の施行規則、あるいは子ども園の管理運営規則というものを起こしまして、そちらの方で規定をしていきたいというふうに考えております。

内藤委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第46号 新宿区立子ども園条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

議案第47号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を 改正する規則

内藤委員長 次に「日程第5 議案第47号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第47号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 「議案第47号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」。

提案理由でございますが、非常勤職員（学校肢体不自由児補助員）の職の新設に伴い、報酬の額を定める必要があるためでございます。

これにつきましては、肢体不自由の児童・生徒の通常学級への就学に伴いまして、雇用期間6カ月の介助員を今まで配置しておりました。臨時職員として配置したわけでございます。6カ月という雇用期間では、学年途中で介助員が変わってまいります。そのために、児童・

生徒の年齢とか性別とか状況等によって特別な配慮が必要な場合がございます。このような場合に限り、短期雇用ではなくて1年雇用及び1年雇用も更新できることが可能な非常勤職員を充てることにしたいということがございます。今回の規則改正につきましては、新たに月額12万9,600円の非常勤職員の雇用を可能とするためのものがございます。

なお、配置予定につきましては、西新宿小学校1校1名を考えてございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

どうぞ。

櫻井委員 これは、今まで6カ月というスパンで、それも無償ではなかったわけですね。

学校運営課長 肢体不自由児の介助員につきましては、身障学級及び通常学級の中のケースも含めて、臨時職員で対応してございました。有償でございます。

内藤委員長 基本的な質問というか、ややあれなんだけど、こういう報酬月額というのはどうやって決めるんですか。

学校運営課長 報酬月額の大もとは、私どもの給料とも関連していると思うんですが、今回の非常勤職員の月額につきましては、ちょうど保育園の保育補助員、こちらは有資格者と資格のない方という2種類の保育補助員がありますが、そちらの資格がない方でもできる保育補助員が、この金額と全く同一でございますので、仕事の内容を勘案して同じ給料で御提案しております。

内藤委員長 つまり、学校肢体不自由児補助員というのは、同様に特別の資格は必要ないという、そういうことですか。

学校運営課長 そうです。

内藤委員長 どうでしょう。ほかに御意見、御質問ございますか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第47号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第47号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 新宿区幼児教育のあり方検討会（中間のまとめ）について

- 報告 2 「確かな学力の育成への取り組み」の検証の実施について
- 報告 3 警察と学校の相互連絡制度について
- 報告 4 津久戸小学校耐震補強工事について
- 報告 5 学校プールの安全管理及び区立スポーツ施設プールの安全管理について
- 報告 6 第5回西戸山地区中学校総合協議会について
- 報告 7 「統合に関するアンケート」の結果報告について【西早稲田中学校・新宿中学校】
- 報告 8 スポーツ交流会事業実施時の事故について（口頭）
- 報告 9 部活動支援事業の現況について
- 報告 10 平成18年度都立戸山高等学校開放事業について
- 報告 11 図書館におけるビジネス支援サービスについて
- 報告 12 北新宿図書館の祝日休館について
- 報告 13 教育管理職の異動について
- 報告 14 その他

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告13までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 まず最初に、新宿区幼児教育のあり方検討会（中間のまとめ）について御報告させていただきます。お手元の報告1をごらんください。幼児教育のあり方検討会（中間のまとめ）でございます。

この検討会につきましては、18年2月から8月25日までの間、9回実施してございます。このたびまとめりましたので御報告するものでございます。この後につきましては、パブリックコメントを9月25日から10月の中旬まで実施する予定でございます。それが終わりましたら、検討会の開催を2回予定してございます。それで最終報告の審議をして、最終的に12月上旬に教育長に報告することになってございます。

それでは、具体的な中身に入らせていただきます。

ページをお開きください。最初は目次でございますけれども、第1章から第6章までございます。

次の1ページ目でございますが、第1章、検討の視点と目標でございます。真ん中の丸2

つが基本的なものでございますけれども、その上でございます。新宿区幼児教育のあり方検討会では、こうした子どもを取り巻く環境の変化と幼児教育の今日的な意義と役割を踏まえ、新宿区における幼児教育のあり方について総合的に検討し、今後の幼児教育の施策の方向性としてのマスタープランを策定するため、次の2点を検討の視点と目標に置き、審議を進めてきましたということでございます。その丸2つが視点と目標でございます。

次の2ページでございます。第2章の子どもを取り巻く現状と幼児教育の意義・役割でございます。(1)子どもを取り巻く環境の変化でございます。少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化、産業構造や就業形態の変化などで、次のような社会の傾向や風潮になって現れて、子どもの育ちに影響を及ぼす要因となっております。その風潮としては4点挙げてございます。第1に、人間関係及び地域のつながりの希薄化が挙げられてございます。第2に、家庭での子育て環境の変化が挙げられます。第3に、価値観や生活様式の多様化が挙げられてございます。第4に、子どもの安全・安心が脅かされていることが挙げられてございます。

次の4ページでございます。(2)幼児教育の意義・役割でございます。幼児教育は、幼稚園や保育園、家庭、地域社会など、幼児、小学校就学前でございますが、生活するすべての場で行われる教育のことを言います。家庭、地域社会、幼稚園、保育園などのそれぞれの役割を以下に述べてございます。最後の、後ろから4行目でございますが、保護者の就労、非就労を超えて子どもの育ちを保障できる子育て支援機能を発揮することが必要であり、このことが幼稚園と保育園の共通性が増すことにつながっています。幼稚園、保育園と地域及び家庭の連携によって、子どもの豊かな情操や知的発達などの健全な人格形成がなされるとともに、子どもの幸せが保障されることが必要です。ということで記述させていただいています。

次、5ページでございます。(3)国等の動きでございます。文科省は平成17年1月に「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」を答申いたしました。その後、ことしの10月の予定でございますけれども、「幼児教育振興アクションプログラム」を策定する予定でございます。次に幼稚園と保育園の、先ほど御説明しております認定子ども園が10月からスタートすることになってございます。

また、地方自治体レベル、最後の方でございますけれども、千代田区の「いずみこども園」とか、台東区、品川区、足立区などでは、国の提案を先取りして実施されているところでございます。

次、6ページでございます。第3章、新宿区における幼児教育の取り組みについてでございます。(1)で新宿区の幼児教育の現況でございますが、幼稚園につきましては、昭和42年度に区立小学校すべてに幼稚園を併設しまして、36園が整備されたところでございます。しかしながら、新宿区の幼児人口につきましては、昭和53年度の園児数4,813人をピークにして、現在は18年5月で1,185人と4分の1ぐらいに減少してございます。そういう意味では、既に区立小学校に併設というこれまでの姿勢については維持できなくなっていますということが述べられてございます。一方、私立幼稚園につきましては、34園ありましたが、現在11園まで減少しているという状況でございます。

次に保育園でございますけれども、昭和36年から昭和59年までに27園を順次開設してございます。18年4月現在では、公立保育園が26園、公設民営保育園が1園となっております。区全体としては、私立幼稚園10園も含めてやっているところでございます。

7ページ目でございますが、真ん中辺でございます。保育園においても、保育事業の内容と質の向上が求められてございますので、公立保育所のうち0歳児保育は25園、延長保育は9園、障害児保育と一時保育は全園で実施している状況でございます。

次、8ページでございます。(2)幼稚園と保育園の連携・一元化の取り組みでございます。愛日幼稚園と中町保育園の連携、先ほど来説明してございます四谷子ども園の開設という2つの取り組みを、今現在進めているところでございます。愛日幼稚園と中町保育園の幼保連携につきましては、平成17年9月から愛日幼稚園と中町保育園が連携しまして、4・5歳児を対象とした共通カリキュラムによる活動を行っているところでございます。その下の四谷子ども園については省略させていただきます。

9ページでございますけれども、参考という別のA4の紙、2枚つづりになってございますが、それを見ていただけますでしょうか。これ以降につきましては、これで説明させていただきます。

1ページおめくりください。裏でございます。参考の裏のページでございます。

第4章の幼児教育内容のさらなる充実でございますけれども、1番の施策の方向性ということがございます。到達点でございますけれども、幼稚園と保育園は交流保育や合同研修等を進め、それぞれのよさと特性を学びあい、お互いの教育・保育内容の一層の充実を図る必要があるということでございます。ゴシックで書いてある丸の3点が、この中の具体的な施策の方向性でございます。交流保育、合同研修等の促進、共通の就学前教育・保育カリキュラムの研究、区立幼稚園・保育園の研究内容の積極的な公開でございます。

次、(2)でございますけれども、小学校教育への円滑な接続でございます。小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校は情報交換の場を通じて、相互に教育内容の理解を深めることが必要であるということでございます。次の3点が具体的な施策でございます。幼稚園・保育園と小学校における活動内容の相互理解の促進、地域における公私立幼稚園、保育園、小学校の情報交換の場の確保、家庭教育講座など保護者への子育て支援の検討でございます。

次のページでございます。(3)でございますけれども、区立幼稚園の3歳児保育、預かり保育でございます。区立幼稚園における3歳児保育と預かり保育は、その必要性和公立・私立が共存共栄を図る視点から、それにかわる子育ての場や機会を設けることも含めて、望ましい実施方法、位置づけを明確にした上で、今後の幼保一元化施設の展開などによりニーズに応じていくということでございます。施策の方向性としましては、育ちの場の確保としてのあり方の検討、望ましい実施方法、位置づけの明確化が必要であるとしてございます。

次、(4)でございますけれども、子育て支援機能の充実でございます。幼稚園、保育園は子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての不安感、負担感を解消するため、在園児以外の家庭も含めた地域の子育て家庭に対して積極的な子育て支援機能の充実を図る必要があるとしてございます。丸でございますけれども、幼稚園教諭、保育士の専門性資質の向上、幼稚園、保育園等の連携、協力、情報交換ということが施策の方向性として挙げられてございます。

次に2番、地域における幼児教育環境の整備でございます。ハードの部分でございます。(1)で区立幼稚園の適正規模、適正配置を表現してございます。区立幼稚園の適正配置については、区民の生活圏を視野に入れ、それぞれの地域事情や他の幼児教育施設とのバランスを考慮した上での適正な配置を考えていくということでございます。丸の3つでございますけれども、教育的効果を高める規模の園児数の確保、地域全体の幼児教育施設のあり方の検討、効率的な施設運営が必要であるということを記述してございます。

次、(2)私立幼稚園との連携でございます。私立幼稚園と公立幼稚園が共存共栄し、地域においてそれぞれの特色を生かせるようにするとともに、公私立幼稚園の合同研修の開催、地域単位での幼・保・小の連携の中に私立幼稚園の参加を働きかけていくということでございます。区立幼稚園の研究成果の情報提供、公私立幼稚園の合同研修、地域単位での幼・保・小連携の環境整備が必要であると記述させていただいてございます。

次、(3)でございますが、今後の幼保一元化施設のあり方。先ほど来説明させていただいています四谷子ども園以降の幼保一元化施設のあり方でございますが、今後の幼保一元化

施設については、区民の生活圏を視野に入れ、地域における他の幼児教育施設とのバランスと選択する利用者ニーズに応じた整備を検討していく必要があるということでございます。小学校の統廃合、既存幼稚園、保育園の建てかえや改修の機会を最大限生かした展開をする必要がある。新宿区の幼児教育の核となる機能の推進が必要であるというふうに表現させていただきます。

最後でございますが、その裏でございます。(4)地域の子育てネットワークの整備でございます。子どもの育ちの一貫性を保つ視点から、私立も含め保育園、幼稚園、小学校が地域の中で話し合う機会、区としての仕組みが必要であるということでございます。一貫した子どもの健やかな育ちを見守るネットワークづくり、障害のある子どもへの支援における地域ネットワークの有効活用が必要であるということでございます。

3番、施策推進のために取り組むべき課題でございます。この3番は、今までの2つ、幼児教育のさらなる充実と地域における幼児教育環境の整備にかかわることのみということで、別立てで3番にさせていただきます。施策推進のために取り組むべき課題として、幼児教育施策の推進にあたってという表題にさせていただきます。

(1)公私格差の是正でございます。幼稚園保育料のあり方でございますが、公私立幼稚園における保育料の格差の解消、その差を縮める方向で考える必要があるということでございます。保育料のあり方の検討、幼稚園就園奨励事業の充実の検討、私立幼稚園への助成事業が必要であるということと記述させていただきます。

次、(2)多様な主体の参画による子育ての推進でございます。地域の子育て関係機関との連携、多様な主体の参画により地域と協働した親同士の学びあいを推進するというところでございます。丸でございますけれども、子育てに関する学習機会や相談体制の整備、保護者の保育参加や事業等への参画促進でございます。

次、(3)でございますが、幼児教育行政窓口のあり方でございます。新宿区において幼児教育に関して総合的な視点から施策を講じるための体制を検討する必要があり、それには教育委員会が中心的な役割を果たすべきであるということとでございます。就学前教育の共通カリキュラム策定、小学校連携、私立幼稚園との連携などにおける教育委員会の役割の明確化、それと私立幼稚園に係る事務の教育委員会に移管することの検討でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

教育指導課長 ただいま、追加で資料を配らせていただきますので、よろしくお願いたします。追加資料は、「確かな学力の育成への取り組み」に関する実態調査質問表という表題

がついてございます。

それでは報告させていただきます。「確かな学力の育成への取り組み」の検証、いわゆる意識調査及び実態調査の実施について。

まず1番、趣旨でございますが、新宿の子どもたちに確かな学力を育成するため、区と学校が一丸となって教育活動に取り組んでいます。その取り組みについて、児童・生徒、保護者、地域、教員の意識の調査及び取り組みについての実態調査を行い、その結果を今後の取り組みに反映し、よりよい教育活動を推進するためでございます。

2、実施調査でございますが、意識調査及び実態調査を行うものでございます。

3、対象ですが、意識調査の対象は、まず児童・生徒は小学校の4年生と6年生。中学校は2年生でございます。保護者はその小学校4年生及び6年生の保護者でございます。中学校は2年生の保護者でございます。地域の方々は、学校評議員を対象とするものでございます。教員は全教員でございます。実態調査につきましては、区立小学校、中学校、養護学校を対象とするものでございます。

4、調査期間ですが、平成18年9月1日から9月8日にかけてでございます。

5、調査内容ですが、まず意識調査につきましては、児童・生徒には日ごろの生活、例えば読書・テレビ・ゲーム等、子ども自身のこと、学校や家庭での学習の様子、家庭生活の様子など。教師には、学校の取り組み、日ごろの授業、取り組みの成果。家庭には学校の取り組み、家庭のしつけや教育、保護者の意識など。地域には学校の取り組みや家庭のしつけや教育など。共通したこととして、確かな学力推進員の活動、夏季休業日の短縮に対する意識、授業改善推進員の活動についてです。

実態調査については、確かな学力の育成への特色ある取り組み、確かな学力推進員の活動状況、授業改善推進員の活動状況でございます。

本日資料として御用意しているのは、写と書いてあるものがございますが、ただいま申し上げました検証について、各小・中・養護学校長に送った依頼文の鏡文です。続いて、保護者各位にお配りしたものの、各評議員にお配りしたものの、続いて「平成18年度小学校第4学年学習についてのアンケート」とございますが、これが意識調査の見本でございます。それぞれ4年生、6年生、そして中学2年生という形でございます。

内容については記載のとおりでございますので、それぞれごらんいただきとう存じます。なお、最後の方に、一部実施上の留意点についてのものを、各小・中学校、保護者、あるいは評議員の方々に追加でお配りしたそのペーパーをつけてございます。そして最後は、ただ

いま追加で配りました質問表の見本でございます。よろしくお願いいたします。

続いて、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運用状況報告をいたします。

事案の発生した月日は平成18年7月3日月曜日でございます。

事案の概要は、区立中学校生徒が所轄警察署に補導され、所轄警察署から在籍中学校あてに連絡が入ったためであります。

連絡の概要は、対象事案に係る生徒の氏名、性別、学年、事案の概要、問題行動の種類でございます。

連絡の理由であります。所轄警察署が学校における継続的な指導の必要性を認める事案であったためでございます。

今後の予定ですが、9月13日の文教委員会に報告します。さらに9月14日、情報公開・個人情報審議会に「新宿区個人情報保護条例」及び「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度ガイドライン」に基づき、「個人情報の本人外収集について」として報告する予定でございます。

本年度、相互連絡制度に基づく警察からの学校への連絡1件目でございます。

以上です。

教育環境整備課長 それでは、報告4でございます。津久戸小学校の耐震補強工事について御報告申し上げます。

1の経緯でございますが、これにつきましては、既に御報告したところでございます。18年度に入りまして詳細な耐震補強設計を実施いたしましたところ、他校に比べ補強すべき箇所が非常に多いことが確定したと。これを受けまして、全工事量、夏休み期間の工事量から工事実施の困難さを伴うことが予想されたわけでございますが、学校が一時避難所であるということを考慮いたしまして、単年度工事で入札をした結果、6月26日、受注希望業者7社が全社辞退という事態になりました。この結果を受けまして、前回御報告いたしました18年度夏休み期間を中心に、屋内運動場耐震補強工事、あるいは通路工事、こういった一部工事を実施いたしまして、19年度に校舎耐震補強工事をもって完了する計画に変更し、当教育委員会、文教委員会、災害対策特別委員会に報告したところでございます。上記の計画に基づきまして、契約手続を再度進めてまいったわけでございますが、鋼材や人手の確保が困難なこと等々から、受注する業者がないという結論に至りました。したがって、18年度の夏休み工事については困難な状況になったということで、学校運営を最優先に考えますと、18

年度内の耐震補強工事は見送らざるを得ないという結論に至ったわけでございます。

今後の対応でございますが、上記のような状況ではございますが、区の減災社会への対応という緊急性、あるいは他校とのバランスを考えますと、やはり19年度中に耐震補強工事を完了させる必要があるということ。あわせまして、授業に支障を及ぼす大きな音の出る工事、あるいは大型重機が校庭に入る工事は、学校運営上の理由から原則として夏休みに実施するという大前提がございますので、そういった前提のもと、19年度夏休み期間を中心に工事を集中的に行い完了させると。そのために鋼材、あるいは人手の確保、学校側とのスケジュールの調整を図る必要がある。こういったものを年度内に行いたいということで、現在、19年度中に耐震補強工事を完了できるよう、早期に準備行為に入れるようなスケジュールで調整を図っているというところでございます。また、調整いたしまして、最終的な結論が出ましたら御報告させていただきたいというふうに思います。

次に、報告5番でございます。

学校プールの安全管理についてということでございます。これにつきましては、7月31日、埼玉県ふじみ野市で起きましたプール事故に伴う対応ということで御報告させていただきます。

記書きの1のところでございます。一連の文部科学省の調査というものがございました。それらを中心に対応したところを述べてございます。これまでの対応ということで、教育委員会では8月14日に施設係、職員によるすべての区立小・中学校、養護学校のプールの点検を完了いたしました。その結果、排水口の蓋につきましては、全校で安全確認を終了してございます。ただ、吸い込み金具につきましては、未設置であることが判明した学校が5校、及びプールに水が張った状態であるため設置が確認できない学校が、小学校15校、中学校5校、計20校ございました。

ただ、教育委員会の方針といたしまして、子どもたちにとって夏のプールは貴重な場で楽しみにしているということがございますので、最大限の安全確保を図りつつ学校プール指導を継続したいということの基本方針として対応してまいったわけでございます。これらの吸い込み防止金具の設置が不明、あるいはないことが判明している学校につきましては、排水口の蓋が堅固に固定されているということを前提といたしまして、文部科学省の通知にあるところの「替わるべき安全確保のための応急措置」、具体的には次の3点でございますが、1つが排水口に近づかない工夫。コースロープなどで仕切ると。2番目が蓋が堅固に固定されることを日誌などにより随時確認していく。3番目といたしましては、監視の人的措置の

徹底による目視、監視の強化。こういった安全対策を講じることによりまして、プールの継続を決定したわけでございます。

ただ、2番に、一部学校の工事実施とございます。上記のような考え方でございますが、安全対策をより確実にすると。あわせて早期の対応が可能かどうか検討するために、8月10日の時点で、直近に地域開放プールが予定されている学校、ごらんの5校でございますが、これについてプールの水抜きをいたしまして調査いたしました。その結果、吸い込み防止金具がないことが判明した学校が4校ございました。水を抜いた状態でございますので、その機会をとらえましてこの4校につきましては工事を実施し、21日までに防止金具の設置をしたわけでございます。

3の今後の対応でございますが、吸い込み防止金具が不明である、あるいはないことが判明している学校につきましては、今期のプール使用が終了した後、順次必要に応じて工事を完了いたしまして、来期の使用開始までにすべての区立小・中学校の吸い込み防止金具を設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

生涯学習振興課長 報告5の2枚目でございます。区立スポーツ施設プールの安全管理についてです。

1、これまでの経過等。まず、コズミックスポーツセンターは排水口の蓋の固定、吸い込み防止金具ともに設置済みであることが確認されております。スポーツセンターについては、排水口の蓋の固定は、一般用、幼児用プールともに堅固に固定されていることが確認されております。吸い込み防止金具については、幼児用プールは未設置であり、一般用プールは当初確認できませんでした。その後、8月17日に吸い込み防止金具未設置であることが確認されました。ということで、幼児用プール、一般用プールともに吸い込み防止金具は未設置ということでした。

文部科学省の通知にある「替わるべき安全確保のための応急措置」として、次の確認及び安全対策を講じることで安全性を確保し、使用は継続してまいりました。排水口の蓋をねじで堅固に固定しているということ。なお、スポーツセンターの排水口は排水専用でございます。年2回、プールの排水のときのみを使用するというので、ふだんは水の流れはございません。さらに、排水口付近での監視の強化、それから1時間ごとに水中にもぐり排水口の蓋の固定を確認しているということで使用を継続したということでございます。

2、工事実施について。8月28日のスポーツセンター休館日に、指定管理者により一般用

プール及び幼児用プールの排水口に吸い込み防止のための金具を設置しました。職員が確認しております。

3、今後の対応等。今後、新たに国等の考え方がないし対応基準等が通知された場合は、各指定管理者に周知し対応していくということでございます。

以上です。

教育環境整備課長 続きます、報告6でございます。

第5回西戸山地区中学校統合協議会につきまして、御報告させていただきます。

開催日時が8月17日でございます。

4番の開催内容のところをごらんいただきたいと思います。(1)で百人町三・四丁目地区の地区計画について。前回、第4回の御報告をさせていただきましたが、引き続き地区計画課長より、改築に伴い12メートル幅員にするための2メートルセットバックにつきまして再度説明を受けました。

(2)議事でございますが、新校のビジョン・コンセプトの検討ということで、西戸山小学校、西戸山中学校間の区道の廃止について、引き続き道とみどりの課より説明を受けました。といたしまして校名募集ということで、別添で校名募集のチラシをつけてございますが、こういった形で8月25日から既にも実施してございます。9月15日締め切りで、設置場所は小・中学校特別出張所等々を予定してございます。現在、この校名募集にあまっているということでございます。

引き続きまして、報告7でございますが、統合に関するアンケートの結果報告ということで、これにつきましては、既に17年4月に開設してございます西早稲田中学校、新宿中学校の統合に関するアンケートを記載したものでございます。

アンケート対象、アンケート時期のところでございます。西早稲田中学校2、3年260名。新宿中学校が3年生の33名。実施時期はごらんのとおりでございます。

アンケート項目につきましては、各学校長と相談の上、決定してございます。着目といたしましては、統合によって学校生活がどう変わったか。あるいは生徒数、クラス数がふえ生徒たちはどう感じているか。学校行事や授業に影響があったか。新しい標準服、体操服、通学カバンの評判。通学手段の変化。総合評価といったような項目について書かせていただいております。

抜粋といたしまして、下記のとおりになってございまして、2枚目以降に参考として、それぞれの集計結果を添付させていただいてございます。後ほどごらんいただければと思いま

す。

以上でございます。

生涯学習振興課長 スポーツ交流会事業実施時の事故について、口頭にて報告させていただきます。

事故の発生は平成17年12月3日。場所は落合中学校体育館です。財団法人新宿区生涯学習財団が地域の落合第一地区スポーツ交流推進委員会に委託して実施していますスポーツ交流会事業終了後の卓球台の片づけ作業中、卓球台が転倒し、区内在住のスタッフの方が左ひざ下から足首までの部分を複雑骨折しました。なお、卓球台の脚に不具合があったということでございます。事故から半年以上経過しているわけですが、現在も病状は固定しておらず、治療が長期にわたる見込みであり、前月の8月に治療費について中間の支払いをいたしました。

今後の対応ですが、この方の対応と受診の医療機関での治療の状況を考慮しまして、この方と区で示談交渉を進めてまいります。示談交渉を進めるということで、口頭で報告させていただきました。

以上です。

生涯学習財団担当課長 それでは、報告9の部活動支援事業の現況について御報告をさせていただきます。

これは、かねてから要望のございました部活動の活性化ということで、16年度に各学校を対象としてアンケートを実施いたしました。その結果、部活動が十分にできない障害の要因等について浮かび上がってまいりましたので、別途中学校長会等と協議をしてきたところでございます。その協議内容に基づきまして18年度から具体的な支援事業を開始いたしましたところでございます。

また、あわせて、今年度につきましては、耐震補強工事等により活動の場が少なくなったというふうな状況にも対応するというので取り組みをしてまいりましたが、8月までに既に4校が6種目について36区分の施設を御利用されたところでございます。延べ利用人員は六百人程度ではないかというふうに考えてございます。また、この耐震工事につきましては、今後も継続して実施されるというふうな状況にあることから、部活動が十分にできないということから、施設についての便宜等について学校から要望等を受けてございますが、9月につきましては、教育委員会としての調整を待てない状況にございましたので、各校の要望を伺った上で、財団が独自に中学校2校について施設利用の希望を受けて、他の事業等に支障

がない範囲内で御利用していただけるように対応をしているところでございます。個々の支援内容等につきましては、この資料をごらんいただければというふうに思っております。

それでは、続きまして報告10について御報告をさせていただきます。都立戸山高等学校の施設、体育施設の開放でございます。

新宿区では、中学校の統廃合による建てかえ等が進んでいるわけですが、これらの事情や、あるいは全体的に屋外運動場が不足しているというふうな実情に対する対応として、財団では平成16年度から都立戸山高校とその利用、便宜の共用について協議をしてきたところがございます。この協議に基づきまして、18年7月3日ようやく都立戸山高校校長と私ども財団との間で施設利用についての確認書を取り交わすことができました。この内容については、ここに記載のとおりでございますが、今年度につきましては、61回ほど区民の皆さんの利用に供していいということでの枠をいただいたところがございます。

なお、この期間につきましては、当面は西早稲田中学校の施設開放再開までというふうになってございますが、それ以降も協議により継続して利用できるようにしてまいりたいというふうに考えているところがございます。

簡単でございますが、以上でございます。

中央図書館長 報告の11につきまして御報告申し上げます。

図書館におけるビジネス支援サービスについてでございますが、これにつきましては、正確に言いますとビジネス情報支援相談ということで、図書館の中で中小企業診断士による相談会を実施するものでございます。目的としましては、中小企業診断協会の協力を得まして、実践的な起業・経営改善などの相談に応じることによりまして、図書館の利用者の幅広いビジネス情報収集・活用のニーズに応えていくこととでございます。

実施図書館としましては、今回18年度、中央図書館と角筈図書館を予定しております。それぞれ月1回、土曜日の午後1時から5時、角筈につきましては、水曜日の午後3時から7時、記載の日程で行う予定でございます。

実施期間は、平成19年の3月まででございます。

対象者につきましては、区内で起業予定、または既に事業を行っている方ということで対象を考えておりますが、応募状況によりましては、対象を広げたいというふうに思っております。

派遣元は中小企業診断協会、企画協力はビジネス支援図書館推進協議会です。かねてから、公共図書館につきましては、ビジネス支援ということが大きなテーマでございました。これ

について、東京都内におきましては、都立中央図書館と新宿区図書館がこのモデル事業に手を挙げているということでございます。

相談員は中小企業診断士2名。図書館側の担当業務としては8番に記載のとおりでございます。

周知方法としまして、広報しんじゅく9月25日号、図書館ホームページ、各図書館で掲示していく予定であります。

その他としまして、19年度以降につきましては、この半年間の実績次第で、また次年度についても中小企業診断協会の協力を得られれば同じように続けてまいりたいと思っておりますし、もしそのようなことでなければ、商工観光課の方でも商工相談をやっておりますので、そちらのとの組み合わせで事業効果を高めるよう対応していきたいと考えております。

続きまして報告12でございますが、北新宿図書館の祝日休館について。こちらは、北新宿の社会教育会館、区民福社会館、保育園が入っている会館全体で、給排水のメンテナンス工事を行うということで、北新宿図書館を休館するものでございます。

休館予定期間は、9月18日月曜日敬老の日と、11月23日木曜日の勤労感謝の日でございます。9月18日の週につきましては、月曜日がこの休館、火曜日が通常の休館、それから木曜日が特別整理日ということになっておりますので、この特別整理日を閉館することによって、この週においては2日間休館というふうに体制をとりたいと思っております。

休館理由は記載のとおりでございます。

周知方法は、9月5日の広報で周知し、また、案内をそれぞれホームページほか、図書館、近隣の小・中学校、幼稚園、出張所、児童館等に送付し周知する予定であります。

以上でございます。

教育指導課長 教育管理職の異動が本日9月1日発令でございますので、御報告いたします。

鶴巻小学校副校長、渡島郁弘。中野区立丸山小学校より主幹より昇任転入でございます。前任の小林政雄副校長は、武蔵村山市立第四小学校校長に昇任転出いたしました。

以上です。

内藤委員長 以上で、報告13件の説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方はどうぞ。新宿区幼児教育のあり方検討会の中間まとめです。

どうぞ。

木島委員 これは以前調べたんだらうと思うんですけども、例えばこういう区立の幼稚園

を希望する親と、区立の幼稚園ではなくて私立の幼稚園を希望する親の選択理由などというのは調べたことがありますか。アンケートをとって。こういう理由だから私立の幼稚園に行かせるんだとか。

学校運営課長 そういうアンケートはしたことがございません。ただ、実態として私立幼稚園が幾つかある落合地区では、各幼稚園の特色を親の方でよく視察して、早期教育に熱心な園であるとか、遊ばせることが上手な園であるとか、そういう情報を交わしながら私立も含めて選んでいるとは聞いております。

木島委員 ただ、今度新しい形というか、こういうような区の方針というものがありますから、そうすると大分変わってくる可能性もあると思うんですね。例えば区をつくった方に移るといっても非常に多くなるだろうし。そうすると、やはり私立と区立とのバランスというのが難しくなってくるので、一応そういうところを、新たに方針が変わったんだから、もう1回調べるべきだと思うんですね。というのは、区のこの新しい方針についてわからないと思うんですよね、すぐには。だから、やはりそういうようなことをきちんと説明した上で、もう1回調べ直したらいいのではないかと思います。

教育政策課長 実は、最終報告が終わりましたらその後に、大体12月中旬を考えてございませうが、幼稚園のPTA協議会だとか保育園の保護者等に、今回の最終まとめを御報告するような形でございませうので、その機会もありますので、そういうことを経ながら考えていきたいと思っております。

内藤委員長 確かに公立幼稚園と私立幼稚園で、事務の所管が違うというのもなんだから。これはなんでしょうね、補助事業とかそういう観点ですかね。

学校運営課長 学校教育法の規定で、私立学校については都道府県知事が所管をするという規定がございまして、そちらが都道府県知事から特別区における東京都の事務処理の特例として各区の区長に届いております。多くの区では総務部というところで所管しておりましたが、最近では各区とも教育委員会の方で所管するケースがふえておりますので、私どももその方向で、今検討しています。

内藤委員長 私立との共存共栄という観点からすると、やはり情報の一元化が好ましいように思われますので、その方向で検討していきましょう。

よろしいですか。

では、次に報告2について。「確かな学力の育成への取り組み」に関する実態調査。これは、これから実施するわけですよね。

教育指導課長 お願いした依頼としては、本日からということでございます。

内藤委員長 本日からね、はい。

櫻井委員 これは、結局、出席番号を書かないようにということですから、全員無記名ということですか。

教育指導課長 御指摘のとおりでございます。

内藤委員長 この夏休みの短縮について、直接そのこと自体よかったか悪かったかというようなことを聞くという設問はしていないわけですね。

教育指導課長 何ページだったかすぐに出てこないんですけれども、その質問項目もでございます。例えば、9ページづけのもの問15、「夏休みや2学期初めの授業について、次のようなことは、どのくらいあてはまりますか」ということで、夏休みに関しては、あるいは2学期が早く始まったことに関して等々のことが、このような例でございます。

木島委員 これは、アンケートのところは何々小学校何年何組何番と下を書いてあるんですけれども、これは。

教育指導課長 当初、何番まで書いたねらいというのは、書いていただきますと、保護者の方と子どもとのクロス集計ができるということで、いろいろ今後の方向やあり方が期待できるのではないかというふうに考えたわけですが、やはり個人情報の保護の観点からいきますと、何番まで書かせますと、名前を書かせなくても結局個人が特定できると。このようになってくると、やはりアンケートの趣旨として回答する方もしづらと思いますし、これは集計については外部委託を予定しておりますので、その際にも個人情報の取り扱いの観点から思わしくないという、そのことに基づきまして、最終のページの方にあるようなプリントで番号については記入の必要がないこと、また、記載した場合には黒塗り等で個人情報保護の観点を徹底していきたいという、そういう考え方でございます。

内藤委員長 さっと見ただけであれなんだけど、全く当てはまらないということでネガティブな答えはできるようになっているわけね。なるほど。そんなことはないと思ったら、全く当てはまらないというところに印をつければいいと。わかりました。

櫻井委員 例えば、だから、もし否定的なものをやると集計が大変なんじゃないですか、逆に。

内藤委員長 だから、もう当てはまる、当てはまらないでいいわけね。これはまた結果を検討しましょう。

よろしいですか。では、次に報告3について。これは警察との相互連絡制度で、警察から

学校への連絡1件目ということです。これもよろしいでしょう。どうですか。

櫻井委員 でも、伺ってはいけないんですかね。どの程度のだったんですかという。

教育指導課長 これは、朝、登校中に学校に間に合わないと思ったお子さんが、路上にあった自転車に乗ったと。とりあえず占有離脱物横領という形になるわけですね。夕方帰宅途中にパトロール中の警官に見とがめられて質問を受けて判明したと。以前にもそうした事実があったので、初めてではなかったというようなこともあります。それがなぜ学校に連絡が入ったのかということですが、保護者に警察が連絡をとりたいと考えたところなのですが、このお子さんが親の勤務先の電話番号等を知らないという状況であったので、そのまま警察に留め置くのも、警察としてもいかなものかということがあって、やむなく自宅に連絡が取れない状況であったので、子ども自身も知らなかったという状況があったので学校に問い合わせをして、学校としても先ほども申し上げました内容については本人同意のもとに教えざるを得なかった、こういう状況でございます。

内藤委員長 しかしまあ、動機がそういうことであればね。

櫻井委員 いや、でも細かいようですねけれども自転車ですよ。乗っているだけで盗難なり他人のものだとわかるものなんですか。

教育指導課長 私も生活指導主任の経験が長くあったんですけれども、結構わかるものです。それは、自転車の、例えば一番わかりやすいのは、かぎが無理にこじ開けられているとか。それから夕方であれば、まず無灯火であったりすれば無灯火を理由にちょっととめて、ちょっとかぎのところを見ればこじ開けてあるとか。あるいは住所を言ってもらって住所が言えないとか。住所が書いてありますね、泥よけのところ。その泥よけの名前と本人と一致しないというようなことがあれば、ちょっとした職務質問で簡単にわかるものです。特に警察の方であればプロですので。

櫻井委員 もしかしたら、態度かなと思ったんですけれども。挙動不審までいなくても。そう思ったんですがそれもありますか。

教育指導課長 それもあると思います。

櫻井委員 わかりました。

木島委員 余分なことですけれども、放置をすることは罪にならないんですか。

教育指導課長 それは、ちょっと私が答えていいかわからないんですが、今回の場合は放置されていたのか、それとも例えば一定の方法でとめてあったものなのか、申しわけありませんが、私どもはそこまでの状況は確認してございません。

櫻井委員 でも、このことによって本人はそんなに傷ついているというか、何か影響がありはしませんでしたか。

教育指導課長 これは、当然本人が行ってはいけない行為を行ったわけですので、その後、このお子さんについて、また同様のことが繰り返されていくとか、そういうことはないので、むしろ傷つくとかというよりは自分自身が行った行為についての反省が、それなりに本人の胸に収まっていつているのではないかというふうに受けとめているところでございます。

木島委員 最近、自転車でも交通法規を厳しくしようというので捕まりましたよね。だから、やはり中学校・小学校に一度、自転車に関する法規を教えてもらうというか、再度徹底するチャンスだととらえた方がいいんじゃないですかね。例えば二人乗りでよく後輪の上に立ってずっといつていたりしますよね。もちろん、それもいけないんでしょうし。だから、そういうチャンスにとらえた方がいいのかなと思いますね。

教育指導課長 これまでも、自転車の乗り方も含めて、特に小学校ではいわゆる交通教室などで関係の警察に来ていただいて、いろいろな取り組みを行っております。校庭に信号機の模型を設置して自転車の乗り方を指導したりとかですね。ただ、現在、委員がおっしゃいましたように、なかなかマナーということについて考えれば、二人乗りとか無灯火であるとか、そして何よりも自転車による飛び出し事故などは特に中・高生、小学生に多いわけですので、今のいただきました御意見をさらに参考にさせていただきますして、小・中学校にマナーを含めた自転車の乗り方について、安全教育の徹底に取り組んでまいりたいと思います。

内藤委員長 よろしいですか。では、次に報告4、津久戸小学校耐震補強工事について、御質疑のある方はどうぞ。

今、やはり耐震補強工事はあちこちで行われている、そのために鋼材や人手の確保が困難という状況があるんでしょうかね。

教育環境整備課長 新宿区内だけでも14の小・中・幼稚園で行っております。他区におきましても、基本的には耐震補強工事が入っているところがございますし、そういった意味では委員長が御指摘のような状況であるといった形です。

内藤委員長 よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告5、学校プールの安全管理について。

どうぞ。

櫻井委員 吸い込み防止金具がないことが判明した4校というのはほかにもありましたけれども、これはこの間の事故のような吸い込み、あれは流れていたわけですからそれほど危険

がないのかもわかりませんが、これがなかったということは、もしかしたら事故が起こり得たということもあるのでしょうか。

教育環境整備課長 基本的には、報道されておりますふじみ野市の公営プールにつきましては、流れるプールの、こう人が入る大きさでございます。学校に通常あるのは10センチから20センチほどの吸い込み口でございます。それで、私どもの判断といたしましては、その上にふたがかかっているわけでございますので、そのふたが堅固に固まっていれば特に問題はないだろうと。ただ、文部科学省の方は、その中の防止金具がないとまかりならんという話だったんです。だから、そのための安全対策をとれば使用可能という、通知の中に条文がございましたので、新宿区としてはそれは適用して、安全対策をとった上でプールを続行するというので、たまたまここ4カ所については試験的に水を抜いた部分でございますので、水を抜いた機会をとらえて金具をつけたということでございます。

ですから、基本的に新聞報道等にございますふじみ野市のような吸い込み口ではないというふうに御認識いただきたいと思います。

木島委員 学校のプールの排水口というのは、排水するときだけなんでしょう。

教育環境整備課長 委員御指摘のとおり排水するときだけで、排水のときは、一切児童・生徒はいないということでございますので、現場の先生方に言わせますと安全だというふうに現場を視察した際に言われました。そういった意味でも安全対策をとってプールを続行するというふうな選択をしたということでございます。

内藤委員長 よろしいですか。

区立スポーツ施設プールの方も報告5に含まれているんですか。

学校プールともう1つ、この区立スポーツ施設プールの安全管理についても、これでよろしいでしょうか。これも学校プールと同じようなあれですね。

では、次に報告6、西戸山地区中学校統合協議会について。御質疑のある方はどうぞ。

櫻井委員 質問なんですが、校名募集なんですが、この応募用紙は保護者、地域関係者、同窓生となっているんですが、当時者というか生徒たちは応募してはいけないんですか。

教育環境整備課長 裏に、児童・生徒用のものがございます。1枚目のものは地域用ということで御理解いただきたいと思います。

櫻井委員 あるんですね。そうですか、すみません。

内藤委員長 よろしいでしょうか。

では、報告7、これも関連ですね。関連というか西早稲田中学校、新宿中学校の在学学生を

対象とする統合に関するアンケートの結果報告について。

木島委員 このアンケートの結果で、どう対応しようとしているのでしょうか。

教育環境整備課長 基本的には、統合に際して、統合後に生徒たちが具体的にどう感じたかというのを、やはりアンケートをとるべきだと事務局側では。それで、こちらのアンケート結果を見ますと、おおむね生徒たちには良好にとらえられているという判断がございますので、今後の、今動いております西戸山中学校におきましても、こういったものを参考にしながら進めていきたいという材料にしたいというふうに考えております。

木島委員 ちょっと残念なのは、統合によって部活動が活性化したかということと変わらないということ、学校行事が活発になったかといったら前と変わらない。これはちょっと非常に残念なことだと思うんですね。それで、報告9になるのかどうかわかりませんが、このことに関していかがでしょう。

教育環境整備課長 確かに、部活ですとか学校行事といったものの統合によるメリット部分ですか、そういった部分を伸ばしていくことが必要だろうというのが、このアンケートからわかるわけがございます。そういった意味でもこの西戸山の統合につきまして、そういった部分についても重点的に考えていきたいというふう思っています。

内藤委員長 全体として、受け入れられていると見ていい結果だと思うんですが、確かに微温的な生徒の反応がね、まあまあとか余り変わらないとか特に問題はないとか。しかし、確かに部活の希望がかなわなかったというのが一番多いというのはね。何かちょっと期待に反したことがあるんですかね。

よろしいですか。

報告8は口頭で御説明がありましたスポーツ交流事業における事故ですね。これは、やはり何かこじれているということなんですか。発生が12月で、今示談交渉に入っているということは。

生涯学習振興課長 こじれているというよりも、現在代理人が立っております。弁護士ということですが、今後、その弁護士を通じて交渉をしていくという形になっております。今回は、それで1つの段階として中間で治療費を支払ったと。これは請求がありましたので、それで支払うということ踏まえて、今後示談交渉をしていくということでございます。

内藤委員長 何か途中で当事者と行き違いがあったとか、そういう経緯はないんですか。

生涯学習財団担当課長 こじれたということはございませんで、本人が請求をするまでの間に、請求の対象となるような書類を調したりというようなことで時間がかかったように見受

けられます。もう既に、この内容つきましては、2月の段階で相手方の方の代理人、弁護士さんでございますが、そこと財団が直接事業を管轄してございましたので、協議、打ち合わせを行いまして、基本的な方向について合意をしたということは、既に3月の時点では合意形成ができておりましたので、何らかの手續上、時間がかかったのではないかなというふうに考えているところでございます。

内藤委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問。

木島委員 こういうものに関して、区の方はスポーツ交流会の事業実施ですか、当然道具を出したりしまったりというようなことで、事故が起こる可能性が大きいわけですよね。区として、よくこういうような場合に前もって保険に入っておくとか、そういうことは入っていたんですか。

生涯学習振興課長 基本的に保険には入っておりました。いわゆるボランティア保険という形での保険は入っておりました。

木島委員 保険に入っていたときに、その保障費というのは、保険会社と相手側の弁護士の話し合いではないんですか。

生涯学習振興課長 そのとおりでございます。ボランティア保険と当事者との関係ということで、その請求等についてはどうなっているか、詳細にはこちらは知りません。

内藤委員長 よろしいですか。

では、次に報告9、部活動支援事業の現況について。

これは、本当に報告のとおりで、とりわけ の問題点と課題ということなどをどうやって解決していくかということだと思いますね。

よろしいでしょうか。何かありますか。よろしいですか。

では、次に報告10、都立戸山高校開放事業について。

これも、まあよろしいでしょう。

特に御質疑がなければ、次に報告11、図書館におけるビジネス支援サービスについて。

これは、前にもやっていますか。このビジネス支援サービスというのは。

中央図書館長 図書館で行う相談業務は初めてでございます。

内藤委員長 これが果たしてどのぐらい反応というか、相談にどのぐらいの方が見えるかという、やってみないとね。で、やってみた結果でまたPRとか相談の中身とかを検討していくということになるでしょう。

よろしいですか。

中央図書館長 すみません、中央図書館の件でございますけれども、商工相談がB I Z新宿でやっております、これが大体年間千件程度の相談があります。ただ、ほとんどが融資関係ですね。実際に私どもが考えているビジネス情報支援というその範囲においては、大体月に5、6件ということですので、これは私どもが一生懸命周知活動をして、実績をふやしたいと思っております。

内藤委員長 よろしいですか。

では、報告12、北新宿図書館の祝日休館について。これはまあ工事のために休館するということで。

最後に報告13、教育管理職の異動。

よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告14、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 ございません。

内藤委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時52分閉会